

平成29年9月28日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料
(その1)

保健福祉局

目 次

ページ

I	「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 年度評価報告書（案）」について.....	1
II	地方独立行政法人法改正に伴う神奈川県地方独立行政法人評価委員会の役割について.....	5
III	本庁機関の再編について.....	7
IV	「神奈川県保健医療計画」の改定について.....	9
V	地域医療介護総合確保基金に係る平成 29 年度計画の概要について.....	13
VI	「神奈川県医療費適正化計画」の改定について.....	17
VII	「神奈川県医療救護計画」の改定について.....	19
VIII	「神奈川県食育推進計画」の改定について.....	22
IX	「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（仮称）」の策定について.....	25
X	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の見直しについて.....	28
XI	「神奈川県がん対策推進計画」の改定について.....	29
XII	「神奈川県肝炎対策推進計画」の改定について.....	32
XIII	「かながわ自殺対策計画（仮称）」の策定について.....	34
XIV	「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」の策定について.....	36
XV	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標等について.....	38
XVI	地方独立行政法人神奈川県立病院機構の平成 28 年度業務実績に関する評価結果について...	47
XVII	「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について.....	50
XVIII	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について.....	52
XIX	「神奈川県障害福祉計画」の改定について.....	55
XX	ともに生きる社会かながわの実現に向けた取組みについて.....	57
XXI	津久井やまゆり園の再生について.....	59
XXII	神奈川県動物保護センターの建設等について.....	62

I 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 年度評価報告書（案）」 について

(1) 趣旨

平成 28 年 3 月に策定し、平成 29 年 3 月に K P I（重要業績評価指標）を追加して一部改訂を行った「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示した施策の進捗状況について、成果や課題を分析し、必要な改善や見直しを図っていくため、平成 28 年度 of 取組みについて評価を行った。

(2) 経過

- ・ 平成 28 年 1 月 27 日開催の神奈川県地方創生推進会議で、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理について議論し、これに基づき、平成 28 年 11 月に「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 年度評価報告書」をとりまとめた。
- ・ 神奈川県地方創生推進会議の下に設置した総合戦略推進評価部会を平成 29 年 8 月 2 日及び 7 日に開催し、平成 28 年度の評価結果について整理した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 年度評価報告書（案）」について議論した。

(3) 特徴

- ・ 県の事業部局が、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、主な取組みの進捗状況や成果をもとに、各事業の K P I（重要業績評価指標）の達成状況も考慮した、総合的な一次評価を行う。
- ・ 一次評価を踏まえ、神奈川県地方創生推進会議が第三者の立場から基本目標ごとに二次評価を行う。
- ・ 県民に分かりやすく示すため、「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の 4 つの区分により評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や改善を図るべき事項について整理する。

(4) 神奈川県地方創生推進会議による評価の概要

- ・ 4 つの基本目標の進捗については、いずれも「概ね順調」であり、2 年目の取組みは全体として、概ね順調に進捗していると評価する。
- ・ しかし、県の一次評価を見ると、昨年度と比べ、「順調」という評価の小柱の数が減っていることから、取組みに大きな遅れはないものの、その進捗のペースは緩やかになっていることがうかがえる。
- ・ また、定量的な指標の達成だけでなく、県民生活の向上や地域の活性化などの成果を県民が肌で感じられる、質的な側面にも配慮していく必要がある。
- ・ なお、基本目標ごとに、今後対応が求められる課題等を指摘したので、今後、これらの課題等に留意して、さらに総合戦略の取組みを進める必要がある。
- ・ 基本目標ごとの部会による二次評価（案）は次表のとおり。

評価結果一覧 <「参考資料」参照>

基本目標 1 県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする

中柱	小柱	部会による二次評価 (案)
(1) 未病産業	① 未病産業の創出・育成	概ね順調に進んでいます ・ 生産年齢人口の就業率について、増加している年齢層や性別などを分析し、より一層効果的に取り組む必要があります。 ・ 中小企業の事業継承について、問題が多様化しているため、実態をしっかりと分析し、取組みを進めていく必要があります。 ・ 県産農林水産物のブランド化を図るため、地域資源の掘り起こしをさらに進める必要があります。 ・ 農林水産業の担い手の確保について、引き続き取組みを進めていく必要があります。
(2) ロボット産業	① ロボット関連産業の創出・育成	
(3) エネルギー産業	① エネルギー産業の振興	
(4) 観光産業	① 観光産業の振興	
(5) 産業創出・育成	① 成長産業の創出・育成	
	② 産業集積の促進	
(6) 就業の促進	③ 県内産業の成長促進	
	① 就業の促進	

基本目標 2 神奈川への新しいひとの流れをつくる

中柱	小柱	部会による二次評価 (案)
(1) 神奈川ライフの展開	① 神奈川ライフの展開による移住・定住の促進	概ね順調に進んでいます ・ ロボット共生社会を実現するため、メディアの活用を含め普及啓発を一層進めるとともに、社会実装に向けた取組みを進めていく必要があります。 ・ 外国人観光客誘致に向け、日本在住外国人からの発信や外国語サイトの活用など、より一層効果的に発信する必要があります。 ・ マグカルについて、様々な年齢層に関心を持ってもらうため、幅広い分野のコンテンツを扱うとともに、ターゲットを明確にした広報を行う必要があります。 ・ 三浦半島の観光振興に向け、シーレーンの整備など海洋ツーリズムをさらに進めていく必要があります。
(2) 神奈川モデルのショーケース化	① ヘルスケア・ニューフロンティアの発信	
	② エネルギー自立型の住宅・ビル・街の形成をめざす神奈川の発信	
(3) 観光プロモーションの推進	③ ロボットと共生する神奈川の発信	
	① 外国人観光客の誘致促進	
(4) 地域資源を活用した魅力づくり	② 国内観光客の誘致促進	
	① 県西地域活性化プロジェクトの推進	
	② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進	
	③ かながわシープロジェクトの推進	
	④ マグカルの推進	
	⑤ 地域のマグネットとなる魅力づくり	

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

中柱	小柱	部会による二次評価(案)
(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援	① 若い世代の経済的基盤の安定、社会的自立に向けた支援	概ね順調に進んでいます ・ 若い世代の経済的な基盤の安定に向けて、より一層取り組んでいく必要があります。 ・ 女性が働きづらい原因を多角的に分析した上で、長時間労働の是正や職場環境の整備など多様な取組みを進めていく必要があります。 ・ 潜在的待機児童にも配慮しながら保育所の整備を進めるとともに、保育の質の向上に取り組んでいく必要があります。 ・ 子どもたちが、目標に向かって粘り強く取り組む姿勢や協調性、感情をコントロールする力などの「生きる力」を身につけられるような教育に一層取り組む必要があります。
	② 結婚の希望をかなえる環境づくり	
	③ 妊娠・出産を支える社会環境の整備	
	④ 子育てを応援する社会の実現	
(2) 男女共同参画の推進	① 女性の活躍支援と男女共同参画の推進	
(3) 働き方の改革	① 多様な働き方ができる環境づくり	

基本目標 4 活力と魅力あふれるまちづくりを進める

中柱	小柱	部会による二次評価(案)
(1) 健康長寿のまちづくり	① 未病を治す環境づくり	概ね順調に進んでいます ・ 県民が「未病改善」によって得られる効果を実感し、健康に対する関心を高められるよう、未病の考え方の一層の周知を図る必要があります。 ・ バリアフリー化を進めるに当たっては、高齢や障がいなど、人によって異なる移動のしやすさなどに配慮して進める必要があります。
	② 高齢になっても活躍できる社会づくり	
(2) 持続可能な魅力あるまちづくり	① 人口減少社会に対応したまちづくりの推進	
	② 個性豊かなまちづくりの推進	
	③ 安全で安心なまちづくりの推進	
(3) 交通ネットワークの充実	① 交流と連携を支える道路網の整備・活用と鉄道網の整備など	

(5) 今後の予定

平成 29 年 10 月
11 月

神奈川県地方創生推進会議で議論し、二次評価を確定
評価報告書公表

<別添参考資料>

- ・参考資料 1 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 年度評価報告書 (案)

II 地方独立行政法人法改正に伴う神奈川県地方独立行政法人評価委員会の役割について

本県には、現在、神奈川県立病院機構と神奈川県立産業技術総合研究所の2つの地方独立行政法人があり、平成30年4月には神奈川県立保健福祉大学を地方独立行政法人である公立大学法人へと移行する予定である。

これらの3法人について、事業の専門性を踏まえた審議を実施する観点から、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「条例」という。）に基づき、それぞれ評価委員会（以下「委員会」という。）を設置している。

平成29年6月に、委員会の役割に関連する地方独立行政法人法の改正があったため、今後の対応案を報告する。

(1) 経緯

ア 独立行政法人通則法改正

目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった現行制度を改め、主務大臣の下でのPDCAサイクルを強化するため、評価主体を委員会から主務大臣に変更するなど、目標・評価の一貫性・実効性を向上させる改正が行われた。

イ 地方独立行政法人法改正（平成30年4月1日施行）

アの改正を踏まえ、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）が改正された。その主な内容は次のとおり（下表で整理）。

- (ア) 法人の業績評価の主体を現行の委員会から知事に変更
- (イ) 委員会は存続するが、必要な役割を整理。この整理の中で委員会の関与の義務付けがなくなった項目について、条例の定めにより委員会の意見を聴取することが可能
- (ウ) 知事は評価結果に基づき、法人に対して業務運営の改善を命ずることが可能
- (エ) 公立大学法人については、委員会が評価を行う現行の仕組みを維持

項目	現行	法改正後
中期目標策定・変更	知事（委員会の意見が必要）	同左
中期計画の認可	知事（委員会の意見が必要）	知事（委員会関与の義務付けなし） ※1※2
各年度の業績評価	委員会 必要な場合は委員会が業務改善勧告	知事（委員会関与の義務付けなし） ※1※2 必要な場合は知事が業務改善命令
中期目標期間の業績（見込み）評価	—	知事（委員会の意見が必要） 必要な場合は知事が業務改善命令
中期目標期間の業績評価	委員会 必要な場合は委員会が業務改善勧告	知事（委員会関与の義務付けなし） ※1※2 必要な場合は知事が業務改善命令
中期目標期間終了後の見直し内容	知事が決定（委員会の意見が必要）	同左
業務方法書の認可、財務諸表の承認、残余利益等の財源充当、限度額を超える短期借入	知事（委員会の意見が必要）	知事（委員会関与の義務付けなし）※1

※1 条例で定めることにより委員会に意見を聴取することが可能

※2 公立大学法人は現行どおり

(2) 県の対応方針

- 法改正後は知事が主体的に評価を行うこととなるが、地方独立行政法人の業務は高い専門性を有するため、法改正後において委員会の関与の義務付けがなくなった事項についても、知事の評価の際に、必要に応じて専門的知見に基づく意見を活用できる仕組みを整備する。このため、条例に、委員会の意見を聴取することができる旨規定する。
- なお、公立大学法人に係る中期計画の認可、各年度の業績評価、中期目標期間の業績評価については、法改正後の委員会の役割に変更はないため、条例上の規定は必要ない。

(本県の条例上の対応)

項目	法上の取扱		本県の条例上の対応
	現行	法改正後	
中期計画の認可	知事(委員会の意見が必要)	知事(委員会関与の義務付けなし)	知事(委員会の意見を聴取することができる旨規定)
各年度の業績評価	委員会	知事(委員会関与の義務付けなし)	知事(委員会の意見を聴取することができる旨規定)
中期目標期間の業績評価	委員会	知事(委員会関与の義務付けなし)	知事(委員会の意見を聴取することができる旨規定)
業務方法書の認可、財務諸表の承認、残余利益等の財源充当、限度額を超える短期借入	知事(委員会の意見が必要)	知事(委員会関与の義務付けなし)	知事(委員会の意見を聴取することができる旨規定)

(3) 今後の予定

平成29年12月

第3回県議会定例会に条例改正について報告

平成30年2月

第1回県議会定例会に条例改正案を提出

4月1日

改正条例を施行

Ⅲ 本庁機関の再編について

(1) 再編の目的

県民サービスのさらなる向上を図るため、社会情勢の変化に合わせて、県政の重要課題に迅速かつ的確に対応することができる組織を目指し、平成30年4月に本庁機関の再編を実施する。

(2) 再編の視点

複雑・多様化する県政課題や県民ニーズに的確に対応するため、局の規模を考慮しつつ、意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的に施策・事業を推進する体制を整備する。

(3) 再編の主な内容

ア 福祉子ども局（仮称）、健康医療局（仮称）の設置

- ・ 所掌範囲が広く、新しい課題や喫緊の課題も多い保健福祉局の組織規模を見直すとともに、子どもの貧困対策、児童虐待等子ども関連施策を総合的かつ迅速に推進するため、県民局と保健福祉局を再編する。
- ・ 県民局の次世代育成部門と保健福祉局の福祉部門を統合し、福祉子ども局（仮称）を設置する。
- ・ 保健福祉局の保健医療部門と生活衛生部門は、健康医療局（仮称）として設置する。

イ 国際文化観光局（仮称）の設置

- ・ 魅力ある文化コンテンツの創出や情報発信、国内外からの観光客の誘致、国際交流等、人を引きつける魅力ある神奈川づくりを効果的・一体的に進めるため、県民局の国際部門と文化部門、産業労働局観光部門を統合し、国際文化観光局（仮称）を設置する。

ウ 政策局のICT推進部門を総務局に移管

- ・ ICTを活用した働き方改革をさらに進めていくため、政策局のICT推進部門を総務局に移管する。

エ 県民局くらし県民部の各部門を他局に移管

- ・ 上記再編以外の県民局くらし県民部の各部門は他局に移管する。

(4) 再編後の組織

別紙のとおり

(5) 今後の予定

平成29年11月
平成30年4月

第3回県議会定例会に神奈川県局設置条例等の改正を提案
再編実施

別紙

現 行		再 編 (案)	
政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務室 政策部 自治振興部 <u>ICT推進部</u> 基地対策部	政策局	知事室 ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室 総務部門 政策部門 自治振興部門 基地対策部門 <u>情報公開広聴部門</u> <u>NPO協働推進部門</u>
総務局	総務室 組織人材部 財政部 財産経営部	総務局	総務部門 組織人材部門 財政部門 財産経営部門 <u>ICT推進部門</u>
安全防災局	総務室 安全防災部	安全防災局	総務部門 安全防災部門 消費生活部門
県民局	総務室 <u>くらし県民部</u> <u>次世代育成部</u>	(廃止)	
(新設)		<u>国際文化観光局(仮称)</u>	総務部門 国際部門 文化部門 <u>観光部門</u>
スポーツ局	(略)	スポーツ局	(略)
環境農政局	(略)	環境農政局	(略)
保健福祉局	総務室 保健医療部 福祉部 <u>生活衛生部</u>	<u>福祉子ども局(仮称)</u>	総務部門 福祉部門 次世代育成部門 人権男女共同参画部門
		<u>健康医療局(仮称)</u>	総務部門 保健医療部門 <u>生活衛生部門</u>
産業労働局	総務室 産業部 中小企業部 <u>観光部</u> 労働部	産業労働局	総務部門 産業部門 中小企業部門 労働部門
県土整備局	(略)	県土整備局	(略)

IV 「神奈川県保健医療計画」の改定について

平成25年3月に策定した「神奈川県保健医療計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案たたき台を作成したので報告する。

1 これまでの経過

平成29年6月	第2回定例会厚生常任委員会に改定計画骨子案を報告
7月	第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
7月～8月	県内8区域で第1回地域医療構想調整会議を開催
9月	第3回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

2 改定の概要

(1) 改定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した質の高い効率的な保健医療提供体制を整備するため、第7次の計画として改定する。

(2) 計画の位置付け

医療法第30条の4第1項の規定に基づく法定計画である都道府県医療計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

(3) 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

ア 改定の視点

(ア) 地域医療構想の推進

2025年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示した「神奈川県地域医療構想」を保健医療計画の一部に位置付ける。

(イ) 地域包括ケアの推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療を充実させるほか、高齢者、障がい者や難病への対策及び地域リハビリテーション対策に取り組む。

(ウ) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

超高齢社会の到来という急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会を目指し、未病の改善、最先端医療・最新技術の実用化促進に取り組む。

イ 「医療計画作成指針」（平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）で新たに位置付けられた項目

(ア) 高齢者対策（ロコモ、フレイル、大腿骨頸部骨折、肺炎含む）

今後、高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブシンドローム、フレイル、大腿骨頸部骨折及び誤嚥性肺炎対策について疾病予防や介護予防を中心とした予防、医療、介護に総合的に取り組む。

- (イ) 病病連携及び病診連携（ICTを活用した医療機関間の連携体制構築を含む）
急性期や回復期の病院に加え、在宅医療を担う診療所の連携を推進し、病病連携、病診連携の構築に努めるとともに、情報通信技術（ICT）を活用した患者・医療情報の共有に努める。
- (ウ) 訪問看護ステーションの役割
在宅医療・介護に従事する多職種とともにチームとして患者・家族を支えていくために、地域における訪問看護ステーション間や医療、介護の関係機関等多職種との連携強化を促す。
- (エ) アレルギー疾患対策
アレルギー疾患の発症、重症化の予防を行うとともに、適切な診療を受けられる体制を確保する。また、患者等を支援する環境の整備に取り組む。
- (オ) 地域医療構想（再掲）
平成28年10月に策定した「神奈川県地域医療構想」を保健医療計画の一部に位置付ける。

ウ 保健医療圏と基準病床数など

- (ア) 二次保健医療圏
県内の二次保健医療圏は11圏域あるが、今回の改定では、地域医療構想における構想区域と整合性を図るため、横浜市の3圏域を統合して1圏域とし、県内の二次保健医療圏を9圏域とする。
- (イ) 基準病床数
保健医療計画で定めることとされている基準病床数（療養病床・一般病床）は、国が示した計算式により算出することとされているが、一部特例の活用も視野に入れ、各地域の意見を聞きながら検討を進める。
- (ウ) 疾病・事業ごとの目標設定及び進捗状況の評価
計画策定時に定めた指標に基づき現状把握、課題抽出及び数値目標の設定を行う。
神奈川県保健医療計画推進会議で施策等の進捗状況等の評価・公表を行う。

2 改定計画素案たたき台の概要

- (1) 未病対策の推進等
 - ア 未病を改善する取組の推進
 - イ こころの未病対策
 - ウ ICTを活用した健康管理の推進
 - エ 未病対策等を推進する国際的な保健医療人材の養成
- (2) 事業別の医療体制の整備・充実
 - ア 総合的な救急医療
 - イ 精神科救急医療
 - ウ 災害時医療
 - エ 周産期医療
 - オ 小児医療
- (3) 疾病別の医療連携体制の構築
 - ア がん
 - イ 脳卒中

- ウ 心筋梗塞等の心血管疾患
 - エ 糖尿病
 - オ 精神疾患
- (4) 地域包括ケアシステムの推進
- ア 在宅医療
 - イ 高齢者対策(ロコモ、フレイル、大腿骨頸部骨折、肺炎含む)
 - ウ 障害者対策
 - エ 母子保健対策
 - オ 難病対策
 - カ 地域リハビリテーション
- (5) 医療従事者等の確保・養成
- ア 医師
 - イ 看護職員
 - ウ 歯科関係職種、薬剤師、その他の医療・介護従事者
- (6) 総合的な医療安全対策の推進
- (7) 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備
- ア 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
 - イ かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及
 - ウ 地域医療支援病院の整備
 - エ 公的病院等の役割
 - オ 病病連携及び病診連携(ICTを活用した医療機関間の連携体制構築を含む)
 - カ 歯科医療機関の役割
 - キ かかりつけ薬局の役割及び医薬品の安全確保対策
 - ク 訪問看護ステーションの役割
 - ケ 最先端医療・技術の実用化促進
- (8) その他の疾病対策等
- ア 健康危機管理体制
 - イ 感染症対策
 - ウ 肝炎対策
 - エ アレルギー疾患対策
 - オ 血液確保対策と適正使用対策
 - カ 臓器移植・骨髄等移植対策
- (9) 地域医療構想
- ア 基本的事項
 - イ 神奈川県における将来の医療提供体制に関する構想
 - ウ 各構想区域における将来の医療提供体制に関する構想
 - エ 推進体制等
- (10) 計画の推進

4 今後のスケジュール

平成29年9月～10月

10月

11月～12月

12月

平成29年12月

～平成30年1月

県内8区域で第2回地域医療構想調整会議を開催

神奈川県医療審議会へ中間報告

第4回及び第5回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

県内8区域で第3回地域医療構想調整会議の開催

平成29年12月

～平成30年1月

平成30年2月

3月

改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施

第6回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

第1回定例会厚生常任委員会に改正計画案を報告

神奈川県医療審議会へ諮問

改定計画の決定

<別添参考資料>

- ・参考資料2 「神奈川県保健医療計画」改定素案たたき台（平成30年度～平成35年度）

V 地域医療介護総合確保基金に係る平成 29 年度計画の概要について

地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）については、都道府県が策定する計画に基づき事業を実施することとされており、国の内示を踏まえ、今般、医療分と介護分を合わせた平成29年度計画案を作成したので報告する。

1 これまでの経過

年月日	医療分	介護分
平成28年 8月16日 ～9月23日	29年度計画に係る提案募集	
8月23日～9月23日		29年度計画に係る提案募集
平成29年 2月6日・8日		国へ事業量調査票提出
3月6日	国へ事業量調査票提出	
8月10日	都道府県へ内示	
8月28日		都道府県へ内示
9月29日（予定）	29年度計画の策定及び国への提出	

2 計画額

事業区分		計画額
医療分	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	2,002,110 千円
	II 居宅等における医療の提供に関する事業	100,000 千円
	III 医療従事者の確保に関する事業	1,330,001 千円
	医療分 計	3,432,111 千円
介護分	IV 介護施設等の整備に関する事業	2,471,936 千円
	V 介護従事者の確保に関する事業	499,222 千円
	介護分 計	2,971,158 千円
平成 29 年度計画 合計		6,403,269 千円

3 計画について

(1) 基本的な考え方

- 本県における高齢者の増加率は、2010年から2025年にかけての伸び率を見ると、全国平均を上回っており（全国第3位）、今後急速に高齢化は進展する。
65歳以上人口：1.35倍（全国平均：1.24倍）
75歳以上人口：1.88倍（全国平均：1.53倍）
- 急速に進展する高齢化に対応するため、「未病を改善する」取組みと合わせ、地域で安心して療養しながら生活できる体制の整備が必要である。
- そのため、急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスが提供できるよう、市町村や関係団体等と連携しつつ取り組む。

(2) 対象区域

県内全市町村とする。

(3) 29年度計画に位置付ける主な事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(7) 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備

急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備整備等を行う。

a 回復期病床等への転換促進

- ・ 急性期病床等から回復期病床への転換を行う医療機関の施設整備に対して補助を行う。
- ・ 医療機関に対するセミナー等の開催により、地域医療構想の理解促進、不足病床機能区分への転換促進を図る。

b 横浜構想区域病床機能分化・連携促進事業

- ・ 地域の中核として高度急性期・急性期機能を担う横浜市立市民病院の、地域医療構想達成に向けて必要な再整備・機能強化のための施設整備費に対して補助を行う。

イ 居宅等における医療の提供に関する事業

(7) 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化

a 在宅歯科医療拠点運営事業

県内に設置する在宅歯科医療連携室において、相談業務や機器の貸出、人材育成などを実施する。

(イ) 在宅医療を担う人材の確保・育成

a 訪問看護推進支援事業

在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題や対策を検討するとともに、訪問看護に従事する看護職員の確保・定着及び、育成のための研修等を実施する。

b 訪問看護ステーション教育支援事業

県内各地域において、新設や小規模な訪問看護ステーションであっても訪問看護師を育成できるよう、人材育成が充実している訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、個々の看護師が有する経験等に応じて実践的な研修や指導を行うことができる仕組みを整備する。

ウ 医療従事者の確保に関する事業

(7) 医師の確保・養成

a 医師等確保体制整備事業

横浜市立大学の総合診療医学教室の総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援するとともに、北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度に基づき、修学資金の貸付を行う。

b 小児救急病院群輪番制運営費

市町村域を越えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院が拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症又は重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療提供体制を確保するため、小児科医・看護師等の確保に必要な経費を補助する。

c 小児救急医療相談事業

夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言や医療機関等の案内を行う。

(イ) 看護職員の確保・養成

a 看護師等養成支援事業

民間の看護師等養成所の運営費、施設・設備整備に対する補助を行い、看護実習の受入体制の充実化や受入拡充を図る施設に対し補助を行うとともに、看護教育の経験豊富な教育指導者の派遣等を実施する。

b 新人看護職員研修事業

病院が実施する新人看護職員に臨床実践能力を獲得させるための研修に対して補助するとともに、中小規模病院の新人看護職員対象及び教育担当者等に対する合同研修を行う。

c 看護職員実践能力強化促進事業

看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護職の専門性を高める研修等を実施する。

d 看護実習指導者等研修事業

神奈川県実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。

e 潜在看護職員再就業支援事業

潜在看護職員に対して普及啓発を行うとともに、離職した看護職員の地域の医療機関・福祉施設等への再就業を促すため、再就業支援セミナー及び復職相談会等を実施する。

f 看護職員職場環境整備支援事業

民間病院における看護職員の職場環境の改善を目的とする改修等の施設整備に対して補助する。

(ウ) 歯科関係職種の確保・養成

a 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業

神奈川県歯科医師会等が実施する、気管内吸引及び生体モニターを活用した研修会及び高校生等を対象とした養成校合同ガイダンス事業に対し補助する。

b 歯科衛生士確保・育成事業

在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。また、離職歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施する。

エ 介護施設等の整備に関する事業

(ア) 地域密着型サービス等の整備助成

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して補助する。

(イ) 介護施設等の施設開設準備経費等への支援

特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床を含む）に要する経費に対して補助する。

(ウ) 既存の特別養護老人ホーム等のプライバシー保護のための改修への支援
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修経費に対して補助する。

(エ) 定期借地権設定のための一時金への支援

特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、定期借地権を設定して用地確保を行う経費に対して補助する。

オ 介護従事者の確保に関する事業

(ア) 参入促進のための取組み

福祉・介護分野への参入を促進するため、若者、中高年齢者、外国籍県民等を対象とした相談会等を実施し、就労支援を行う。

また、地域の高齢者に対する見守り・買い物支援・外出支援などの生活支援サービスについて、その担い手となる人材を養成する。

(イ) 資質の向上のための取組み

介護職員等が専門性を高め、スキルアップできるよう認知症ケア介護技術の向上に資する研修や喀痰吸引研修等の医療的ケアに係る研修を実施するとともに、地域包括ケアシステム構築に資するため、地域包括ケア人材育成推進事業を実施する。

また、離職した介護福祉士等の介護関係有資格者を対象とした研修を行い、復職を支援する。

(ウ) 労働環境等の改善のための取組み

介護従事者の労働環境を整備し、人材の定着と資質の向上を図るため、介護サービス事業経営者向けのセミナー開催や、経営アドバイザー派遣等を実施する。

<別添参考資料>

- ・参考資料 3 地域医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画(平成 29 年度分)

VI 「神奈川県医療費適正化計画」の改定について

平成25年3月に策定した「神奈川県医療費適正化計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

高齢化が急速に進むという神奈川県の地域特性を踏まえ、県民の健康の保持・増進と生活の質の維持・向上に取り組むことにより、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を図るために医療費適正化計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく法定計画である都道府県医療費適正化計画であり、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、その実現のために施策を展開し、目標の達成を通じて将来的な医療費の伸びの適正化を図っていくための計画とする。

(3) 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

- ・ 平成28年11月4日に国から告示された「医療費適正化に関する基本的な方針」や県の策定する「神奈川県保健医療計画」、「かながわ健康プラン21」等関連する県計画との調和を図りながら、改定を行う。
- ・ 計画の改定にあたっては、有識者や関係団体等からなる医療費検討委員会等からの意見を踏まえ、市町村や保険者協議会等と連携しながら改定作業を進める。
- ・ 国から示された基本方針では、新たに「生活習慣病等の重症化予防の推進」や「医薬品の適正使用の推進」等が取組目標として、「後発医薬品の使用割合」が数値目標として示されている。なお、現行計画にある「平均在院日数の短縮」に関する目標は設定されていない。

2 改定骨子案

(1) 神奈川県医療費適正化計画改定の趣旨

ア 神奈川県医療費適正化計画改定の背景

イ 計画の基本的考え方

(ア) 基本理念

(イ) 計画の位置づけ

(ウ) 関連する計画等との整合

ウ 計画の期間

(2) 神奈川県医療費を巡る状況

ア 現状

- (ア) 医療費の動向
- (イ) 生活習慣病を巡る状況
- (ウ) 医薬品を巡る状況

イ 課題

(3) 計画の目標と医療費の見込み

ア 計画の目標

- (ア) 県民の健康の保持の推進に関する目標
- (イ) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

イ 医療費の見込み

- (ア) 計画策定時の医療費
- (イ) 計画終了時の医療費

(4) 施策の展開

ア 県民の健康の保持の推進のための取組

- (ア) 未病を改善する取組の推進
- (イ) 生活習慣病等の重症化予防
- (ウ) 感染症対策の推進

イ 医療の効率的な提供の推進のための取組

- (ア) 病床機能の分化及び連携
- (イ) 地域包括ケアシステムの構築
- (ウ) 後発医薬品の使用促進
- (エ) 医薬品の適正使用の推進
- (オ) 適正な受診の促進等の取組

(5) 計画の推進体制と評価

ア 計画の推進体制

イ 計画の評価

- (ア) 評価
- (イ) 評価方法

3 今後のスケジュール

平成29年11月	神奈川県医療費検討委員会にて改定計画素案を議論
12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
平成29年12月	改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
～平成30年1月	
2月	神奈川県医療費検討委員会にて改定計画案を議論 市町村・保険者協議会との法定協議
3月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 改定計画の決定

Ⅶ 「神奈川県医療救護計画」の改定について

平成24年12月に改定した「神奈川県医療救護計画」について、環境の変化等を踏まえ計画を改定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

前回改定以降、地域における災害時医療救護体制の整備や災害時精神医療チーム(DPAT)の発足、平成28年熊本地震の検証等を踏まえた県外災害への応援体制の整備など、本計画を取り巻く環境が変化しているほか、平成29年7月5日付け厚生労働省通知により、各都道府県における災害時の保健医療活動に係る考え方が示されたことを受け、本計画について名称を含めて改定し、「神奈川県保健医療救護計画」とする。

(2) 計画の位置付け

神奈川県地域防災計画の医療救護に係る部分の個別計画である。

(3) 計画期間

なし

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

ア 本庁における本部機能の整理

- ・ 県災害対策本部の下に、保健医療活動(医療、保健、公衆衛生等、衛生行政全般)の総合調整を行う「保健医療調整本部」を設置し、災害発生時における情報管理及び対応の一元化を図る。これに伴い、現行の医療救護本部は廃止する。

イ 各地域における体制の整理

- ・ 各地域災害医療対策会議において医療救護活動等の調整を担う「地域災害医療コーディネーター」を規定する。
- ・ 災害発生時における県と各市町村との情報伝達の考え方を規定する。

ウ 制度改正等の反映、内容の拡充

- ・ 新たな医療チーム(DPAT等)やドクターヘリの災害時運用、原子力災害の制度改正等を反映する。
- ・ 災害発生時における情報収集及び伝達手段の考え方を規定する。

エ 応援派遣

- ・ 他の都道府県で発生した災害に対する応援派遣に関する内容を拡充する。

2 改定骨子案

はじめに

- 1 目的
- 2 基本的な考え方
- 3 本計画が想定する災害

第1章 県内の大規模災害への対応

第1節 役割と体制

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関等

第2節 保健医療活動

- 1 情報の収集と伝達
- 2 保健医療活動チームの活動（プレイヤー支援）
- 3 保健医療活動チームの活動（マネジメント支援）
- 4 傷病者の搬送
- 5 医薬品等・血液製剤の確保
- 6 保健対策
- 7 生活衛生対策
- 8 防疫対策
- 9 要配慮者対策

第3節 災害フェーズと主な対応

- 1 フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）
- 2 フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）
- 3 フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）
- 4 フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）
- 5 フェーズ5：慢性期（およそ発災1か月後～）

第2章 県内の局地災害等への対応

- 1 局地災害
- 2 原子力災害

第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

- 1 県の役割
- 2 医療機関等の役割

第4章 平時の対応

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関
- 4 災害拠点病院
- 5 災害協力病院

3 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月	第 3 回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
平成 30 年 2 月	第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3 月	改定計画の決定

Ⅷ 「神奈川県食育推進計画」の改定について

平成25年3月に策定した「第2次神奈川県食育推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定する。

(2) 計画の位置付け

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

(3) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画の考え方とポイント

「未病改善」の視点から、県民が「食」を通じた健康づくりに自ら取り組んでもらうよう、県民にわかりやすい3つの基本方針を掲げ、家庭や学校、地域などにおける個々の施策を体系付ける。

2 改定骨子案

(1) はじめに

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の位置付け
- ウ 計画の期間
- エ 対象区域

(2) 食をめぐる現状

- ア 食生活と健康
- イ 食を取り巻く環境
- ウ 食に関する情報

(3) 神奈川県が目指す食育の方向

- ア 基本理念

イ 基本方針

- (ア) 健康な「体」をつくる
- (イ) 豊かな「心」を育む
- (ウ) 食への理解を深め「神奈川の食」に親しむ

(4) 食育施策の展開

ア 施策展開の考え方

- (ア) 食育に係る本県の特性を生かした施策展開
 - ・ 産業と立地
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
- (イ) 県、市町村、県民、関係団体、事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携

イ 食育の基本的施策

- (ア) 健康な「体」をつくる
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 若い世代に向けた取組
- (イ) 豊かな「心」を育む
 - ・ 学校での食育の推進
 - ・ 幼稚園・保育所等での食育の推進
 - ・ 食文化の継承の推進
- (ウ) 食への理解を深め「神奈川の食」に親しむ
 - ・ 生産者と消費者の交流の推進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食の安全への理解促進
 - ・ 食に関する調査・研究

ウ 県民、市町村、団体、事業者に期待される取組

(5) ライフステージごとのテーマと取組例

ア ライフステージごとのテーマと取組例

イ 食育の取組総括表

(6) 推進体制

ア 庁内推進体制

イ 県民との推進体制

ウ 民間団体等との推進体制

エ 市町村、国との推進体制

<参考>

1 第2次計画の成果と課題

ア 第2次計画の成果と課題のまとめ

イ 目標ごとの成果と課題

ウ 指標総括表

2 県内市町村の食育推進計画

3 用語解説

3 今後のスケジュール

平成29年12月 第3回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画素案を
報告

12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施

平成30年2月 かながわ食育推進県民会議の意見を聴取

第1回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定計画案を
報告

3月 改定計画の決定

Ⅸ 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（仮称）」の策定について

平成 27 年 12 月に施行された「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、国の指針に即し、本県の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進するための新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 策定の概要

(1) 策定の趣旨

本県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、国の指針に即し、アレルギー疾患対策を総合的に進めるための計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

アレルギー疾患対策基本法第 13 条に基づく法定計画である都道府県アレルギー疾患対策推進計画として、県のアレルギー疾患対策の目指すべき方向と取り組むべき施策を総合的に示すものである。

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画の考え方とポイント

国が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に即し、次の事項等を踏まえて策定する。

- ・ アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減
- ・ アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備
- ・ アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

2 骨子案

(1) アレルギー疾患を取巻く状況

- ア 患者数の増加
- イ 法の施行
- ウ 計画の期間

(2) アレルギー疾患対策の基本的な考え方

- ア 生活環境の改善
- イ 医療提供体制の整備
- ウ 生活の質の維持向上

(3) アレルギー疾患対策の課題

ア アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減

- (ア) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
- (イ) 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

イ アレルギー疾患医療の適切な診療を受けられる体制の整備

- (ア) 医療提供体制の整備
- (イ) 専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成

ウ アレルギー疾患患者等を支援する環境づくり

- (ア) 連携協力体制の確保
- (イ) アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成等
- (ウ) 災害時の対応

(4) アレルギー疾患の特徴

ア 気管支ぜん息

イ アトピー性皮膚炎

ウ アレルギー性鼻炎

エ アレルギー性結膜炎

オ 花粉症

カ 食物アレルギー

キ その他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患

(5) アレルギー疾患対策推進のための施策

ア 発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進

- (ア) アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及
- (イ) 生活環境におけるアレルゲン等を軽減するための取組み

イ 適切な医療を受けられる体制の整備

- (ア) アレルギー疾患医療を提供する体制の確保

ウ アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

- (ア) アレルギー疾患患者に関わる者の人材育成
- (イ) 相談窓口の案内
- (ウ) 災害時の対応

(6) 推進体制

ア アレルギー疾患対策専門家検討会

イ アレルギー疾患医療連絡協議会

ウ アレルギー疾患対策会議

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|--|
| 平成 29 年 11 月 | 神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会で意見聴取 |
| 12 月 | 第 3 回定例会厚生常任委員会に計画素案を報告
計画素案に対するパブリック・コメントを実施 |
| 平成 30 年 2 月 | 神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会で意見聴取
第 1 回定例会厚生常任委員会に計画案を報告 |
| 3 月 | 計画の決定 |

X 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の見直しについて

平成28年度に「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の見直し検討を行い、平成29年6月に、改正の必要なしとの報告を厚生常任委員会に行った。

しかし、条例の改正を求める陳情が提出され、7月3日の委員会で了承されたことから、あらためて条例の見直しについて検討を行うこととしたので、これまでの経緯と今後の本県の対応について報告する。

1 これまでの経緯

年月日	内 容	
平成28年 9月～10月	関係団体等への意見照会 (37団体等)	全ての団体等が、改正の必要なしと回答
平成29年 3月27日	神奈川県歯及び口腔の健康 づくり推進協議会	改正は現段階では必要ないとの協議結果
6月	厚生常任委員会	県としての見直し結果を「現時点では、 条例の改正の必要はない」と報告
6月29日	神奈川県歯科医師連盟	条例の改正を要望する「神奈川県歯及び 口腔の健康づくり推進条例に関する陳 情」を神奈川県議会 議長に提出
7月3日	厚生常任委員会	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進 条例に関する陳情」を了承
8月9日	神奈川県歯及び口腔の健康 づくり推進協議会	陳情者である神奈川県歯科医師連盟から の意見聴取
9月7日	神奈川県歯及び口腔の健康 づくり推進協議会	条例の見直しについて協議

2 今後の本県の対応

関係機関・団体の意見や、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会」の協議結果を踏まえて、県としての考え方を整理する。

3 今後のスケジュール

- 平成29年10月 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会で協議
- 平成29年11月 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会で協議
関係機関、団体への意見照会
- 平成29年12月 第3回定例会厚生常任委員会に、推進協議会の協議結果及び県としての考え方を報告

XI 「神奈川県がん対策推進計画」の改定について

平成25年3月に策定した「神奈川県がん対策推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

がんを取り巻く環境が大きく変化する中、本県のがん対策を総合的、効果的に進めるため、「神奈川県がん対策推進計画」を改定する。

(2) 計画の位置付け

がん対策基本法第12条第1項に基づく法定計画である都道府県がん対策推進計画であり、県のがん対策を総合的に推進するための計画とする。

(3) 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ がん対策基本法及び国の第3期がん対策推進基本計画との整合。
- ・ 県の関連計画（県保健医療計画、県医療費適正化計画、かながわ健康プラン21（第2次）、県歯及び口腔の健康づくり推進計画、県肝炎対策推進計画、かながわ高齢者保健福祉計画等）との整合。
- ・ 現在、見直しの検討を進めている、県がん克服条例との整合。
- ・ 「がんとの共生」の項目に「地域包括ケア」の視点を追加。

2 改定骨子案

(1) 改定の趣旨

- ア 計画改定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画期間
- エ 計画の対象区域

(2) 計画改定の背景

- ア がんを取り巻く現状と今後
 - (ア) 神奈川県の人人口展望（現状と将来）
 - (イ) 神奈川県のがんり患数とり患率の推移
 - (ウ) がんの生存率の状況
 - (エ) 神奈川県のがんによる死亡の状況

- (オ) 神奈川県内のがん検診受診状況
- (カ) がんに要する医療費の状況
- (キ) 将来の動向

イ がん対策推進計画（平成25年度～平成29年度）の分析・評価

(3) 取組みの方向性

- ア 計画の基本理念
- イ 計画の基本方針
- ウ 全体目標
- エ 施策体系

(4) 施策展開

ア がんの予防

- (ア) 1次予防
 - ・ 未病を改善する取組みの推進
 - ・ たばこ対策の推進
 - ・ 感染症対策の推進
- (イ) 2次予防
 - ・ がん検診の受診促進
 - ・ がん検診の精度向上

イ がん医療の提供

- (ア) がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制
 - ・ 県立がんセンターにおける取組み
 - ・ がん診療連携拠点病院等による集学的治療の提供
 - ・ チーム医療の推進
 - ・ 医科歯科連携
 - ・ がんのリハビリテーション
 - ・ 支持療法の推進
 - ・ 希少がん・難治性がん対策
 - ・ 小児・AYA世代のがん対策
 - ・ 高齢者のがん対策
 - ・ がん登録の推進
 - ・ がんゲノム医療
 - ・ 先進医療等の各種制度について
- (イ) 地域連携、協働の推進
 - ・ がん診療連携拠点病院等による地域連携
 - ・ がん地域連携クリティカルパスによる連携

ウ がんとの共生

- (ア) 緩和ケアの推進
 - ・ 緩和ケアの提供
 - ・ 緩和ケア人材の育成
 - ・ 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進

- ・ 緩和ケアの普及啓発
- (イ) がん患者への支援
 - ・ 相談支援
 - ・ がん患者及びその家族に対する情報提供
 - ・ がん患者団体等との連携
 - ・ 就労を含めた社会的な問題
- (ウ) がんに対する理解の促進
 - ・ がん教育の推進
 - ・ がんに関する知識の普及啓発

(5) 推進体制及び進行管理

ア 推進体制

イ 進行管理

ウ 計画の目標値等

3 今後のスケジュール

平成29年12月	第3回定例会厚生常任委員会へ改定計画素案を報告
平成29年12月 ～平成30年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施
平成30年2月	第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	改定計画の決定

XII 「神奈川県肝炎対策推進計画」の改定について

平成25年3月に策定した「神奈川県肝炎対策推進計画（平成25年度～平成29年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

肝炎をめぐる動向やこれまでの県の取組状況を踏まえ、より一層肝炎対策を推進するため、「神奈川県肝炎対策推進計画」を改定する。

(2) 計画の位置付け

肝炎対策基本法の基本理念及び同法第4条に規定する「地方公共団体の責務」の趣旨を踏まえ、平成28年6月に国が改定した「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」において、都道府県単位での計画の策定が求められていることから、本県の総合的な肝炎対策の推進を目的とした計画とする。

(3) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

国の基本指針に基づき、次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の基本指針で目標、具体的な指標等を設定するとされていることから、新たに数値目標を設定し、定期的に達成状況を把握する仕組みとする。
- ・ 県の関連計画（県保健医療計画、かながわ健康プラン21（第2次）、県がん対策推進計画、県感染症予防計画等）との整合。

2 改定骨子案

(1) 改定の趣旨

- ア 計画改定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画の期間
- エ 計画の対象区域

(2) 計画改定の背景

ア 神奈川県の肝炎を取り巻く現状と今後

(ア) 肝炎について

(イ) 神奈川県の肝炎ウイルス感染者数等の状況

(ウ) 神奈川県の肝がんり患者数と死亡数の状況

イ 肝炎対策推進計画（平成25年度～平成29年度）の分析・評価

(3) 取組みの方向性

- ア 計画の基本理念
- イ 計画の基本方針
- ウ 全体目標
- エ 施策体系

(4) 施策展開

- ア 肝炎の予防及び正しい知識の普及啓発
 - (ア) B型肝炎ワクチンの接種促進
 - (イ) 肝炎を予防するための普及啓発
 - (ウ) 肝炎患者等に対する偏見や差別の防止
- イ 肝炎ウイルス検査の受検の促進
 - (ア) 肝炎ウイルス検査に関する普及啓発
 - (イ) 肝炎ウイルス検査の実施
 - (ウ) 職域における受検勧奨
- ウ 肝炎医療を提供する体制の確保
 - (ア) 肝疾患診療ネットワークの充実・強化
 - (イ) 検査陽性者のフォローアップ
- エ 肝炎医療や肝炎対策に携わる人材の育成
 - (ア) 医療従事者のスキルアップ
 - (イ) 肝炎対策に携わる人材の育成
- オ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実
 - (ア) 相談支援
 - (イ) 肝炎患者等に対する情報提供等
 - (ウ) 肝炎治療医療費助成制度等の実施

(5) 推進体制及び進行管理

- ア 推進体制
- イ 進行管理
- ウ 計画の目標値等

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 平成29年12月 | 第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 平成29年12月
～平成30年1月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントを実施 |
| 平成30年2月 | 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月 | 改定計画の決定 |

XII 「かながわ自殺対策計画（仮称）」の策定について

平成28年4月に改正された「自殺対策基本法」において、都道府県に自殺対策計画を策定することが規定されたことに伴い、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 策定の概要

(1) 策定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に推進するために計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第1項に基づく法定計画である都道府県自殺対策計画であり、県の自殺対策を総合的に推進するための計画とする。

(3) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画策定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて策定する。

- ・ 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱（平成29年7月25日改定）との整合。
- ・ 県の関連計画（県保健医療計画、かながわ障害者計画、かながわ高齢者保健福祉計画、かながわグランドデザイン（第2期）、かながわ健康プラン21（第2次）等との整合。
- ・ かながわ自殺総合対策指針（平成23年3月策定）との整合。なお、計画策定に伴い指針は廃止。

2 骨子案

(1) 計画策定の趣旨

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画期間
- エ 計画の対象区域

(2) 計画策定の背景

- ア 自殺をめぐる現状と課題
- イ かながわ自殺総合対策指針（平成23年度～平成28年度）の分析・評価

(3) 取組みの方向性

ア 計画の基本理念

イ 計画の基本方針（施策の方向性）

(ア) 世代別

- ・ 若年者層
- ・ 中高年層
- ・ 高齢者層

(イ) 課題別

- ・ 健康問題
- ・ 経済・生活問題
- ・ 勤務問題
- ・ 家庭・学校問題

ウ 全体目標

エ 施策体系

(4) 施策展開

ア 地域の自殺の実態分析

イ 自殺対策に関する普及啓発の推進

ウ 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）養成

エ あらゆる場面における、心の健康づくりの推進

オ うつ病対策の推進

カ ハイリスク者対策の推進

キ 社会全体による自殺対策のための基盤づくり

ク 自殺未遂者支援

ケ 遺された人への支援

コ 関係機関・民間団体との連携強化

サ 若年者への自殺対策の推進

シ 勤務問題による自殺対策の推進

(5) 推進体制及び進行管理

ア 推進体制

イ 進行管理

ウ 計画の目標値

3 今後のスケジュール

平成29年12月 第3回定例会厚生常任委員会に計画素案を報告

平成29年12月 計画素案に対するパブリック・コメントを実施

～平成30年1月

平成30年2月 第1回定例会厚生常任委員会に計画案を報告

3月 計画の決定

XV 「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」の策定について

平成 26 年 6 月に施行された「アルコール健康障害対策基本法」において、都道府県にアルコール健康障害対策推進計画を策定することが規定されたことを受け、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 策定の概要

(1) 策定の趣旨

本県のアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」を策定する。

(2) 計画の位置付け

アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県アルコール健康障害対策推進計画であり、県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するための計画とする。

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画策定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて策定する。

- ・ アルコール健康障害対策基本法及び国のアルコール健康障害対策推進基本計画との整合。
- ・ 県の関連計画（県保健医療計画、かながわ健康プラン 21（第 2 次）、かながわグランドデザイン（第 2 期）等）との整合。

2 骨子案

(1) 計画策定の趣旨

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の性格
- ウ 計画期間
- エ 計画の対象区域

(2) 計画策定の背景（本県のアルコール健康障害をめぐる状況）

- ア 飲酒者の状況
- イ アルコール依存症患者の状況
- ウ アルコール関連障害に関する相談状況
- エ 飲酒運転の状況

(3) 取組みの方向性

- ア 計画の基本理念
- イ 計画の方針
- ウ 全体目標
- エ 施策体系

(4) 施策展開

ア 発生の予防

- (ア) 普及啓発の推進
- (イ) 不適切な飲酒への対策

イ 進行の予防

- (ア) 健康診断及び保健指導
- (イ) 相談支援体制の充実
- (ウ) アルコール健康障害に係る医療の充実と医療連携の推進
- (エ) 飲酒運転をしたもの等に対する対策

ウ 再発の予防

- (ア) 社会復帰の支援
- (イ) 民間団体の活動支援

エ 基盤整備

- (ア) 人材育成
- (イ) 調査研究の推進

(5) 推進体制及び進行管理

ア 推進体制

イ 進行管理

ウ 計画の目標値等

3 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 平成 29 年 12 月 | 第 3 回定例会厚生常任委員会報告に計画素案を報告 |
| 平成 29 年 12 月 | 計画素案に対するパブリック・コメントを実施 |
| ～平成 30 年 1 月 | |
| 平成 30 年 2 月 | 第 1 回定例会厚生常任委員会に計画案を報告 |
| 3 月 | 計画の決定 |

XV 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標等について

神奈川県立保健福祉大学については、教育研究の充実や自主的・自律的な大学運営を進めるとともに、県が取り組む保健福祉施策を推進するため、平成30年4月に公立大学法人に移行する準備を進めている。

1 中期目標（素案）の概要

中期目標は、設立団体の長が定め、公立大学法人に指示する、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。また、中期目標を定めたときは公表しなければならない。

(1) これまでの経過

- 平成29年6月 第2回定例会厚生常任委員会に中期目標の概要を報告
8月
- ・ 神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）において中期目標（素案）について審議
 - ・ 中期目標（素案）に対するパブリック・コメント

(2) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標（素案）

別紙のとおり

(3) 評価委員会における主な意見

平成29年8月9日に評価委員会を開催し、中期目標（素案）について審議を行った。

ア 評価委員会の役割

地方独立行政法人の業務実績について評価を行うとともに、法人の中期目標、中期計画、財務諸表等について知事に対し意見の提示を行う。

イ 委員からの主な意見

- ・ 中期目標とは、具体的に達成すべき事項というより、ビジョンのような位置付けであると理解した。
- ・ 中期目標あるいは中期計画において、大学のビジョン、特徴をしっかりと反映することが重要である。

(4) 県民意見募集（パブリック・コメント）

ア 意見募集期間

平成29年8月14日～9月14日

イ 意見数

11件

ウ 意見の内訳

区分	件数
(ア) 中期目標全般に関すること	2
(イ) 事業内容に関すること	4

区分	件数
(ウ) 運営に関すること	3
(エ) その他	2
合計	11

エ 意見内容

(7) 中期目標全般に関すること

- ・ せっかく法人化するのだから、様々な面で発展することを期待する。
- ・ 法人化するというと、まるで別な大学になってしまうイメージがあるが、築いてきた伝統や建学理念を大切にしてほしい。

(イ) 事業内容に関すること

- ・ 少子高齢化が進む中、これからは地域包括ケアの考え方が大切であり、法人化で、これに対応できる人材をたくさん育ててもらいたい。
- ・ 他大学と連携して大学が活性化すればいいと思う。
- ・ 大学の役割として地域の活性化を図る必要があると思う。

(ウ) 運営に関すること

- ・ 県立大学を独立行政法人とするとのことであるが、独立行政法人となったとしても我々の税金を財源として運営されることには変わらないため、役人の天下り先となる理事などを廃止し無駄なく運営すべきである。
- ・ 自己収入の確保や経費の抑制は当然行うべきであるが、資産の管理については、もとは県民の資産であり、それを管理するのであれば、「改善」という言葉を良いことに勝手な運用は許されないものである。

(5) 今後のスケジュール

平成29年11月 評価委員会において中期目標（案）を審議
第3回県議会定例会に中期目標議案を提出

2 「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例」の制定

(1) 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第6条第4項において、地方独立行政法人が保有する条例で定める重要な財産が、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合に、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、当該財産を納付等により処分しなければならないと規定されている。

また、法第44条第1項においては、地方独立行政法人が、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならないと規定されている。

そのため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学のこれらの重要な財産について条例で定める必要がある。

(2) 条例の概要

ア 法第6条第4項に規定する重要な財産

帳簿価格（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上の財産

イ 法第44条第1項に規定する重要な財産

(ア) 財産の種類

不動産、動産又は不動産の信託の受益権

(イ) 財産の金額

予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の譲渡・担保の場合は見積価格）
1億円以上

ただし、土地（信託する場合を除く。）については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。

ウ 施行期日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

(3) 今後の予定

平成29年11月 第3回県議会定例会に条例議案を提出

3 「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定める議案」

(1) 趣旨

法施行令第9条において、設立団体の長は、移行型地方独立行政法人に承継させる権利を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないと規定されていることから、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定める議案を提出する。

(2) 議案の概要

神奈川県立保健福祉大学の存する建物の所有権を承継させる権利とする。

議案に記載予定の項目

建物（名称、所在地、延べ床面積、評価額（※）、権利の種類）

※ 評価額については、不動産鑑定評価中

(3) 今後の予定

平成29年11月 第3回県議会定例会に議案を提出

4 「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例」の制定

(1) 趣旨

法第59条第2項において、設立団体である地方公共団体から地方独立行政法人へ業務を円滑に移行するために、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする規定されている。

この規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の業務に相当する業務を行っている県の内部組織について条例で定める。

(2) 条例の概要

- ア 法第59条第2項に規定する条例で定める内部組織
神奈川県立保健福祉大学とする。
- イ 施行期日
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

(3) 今後の予定

平成29年11月 第3回県議会定例会に条例案を提出

5 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の改正について

(1) 趣旨

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴い、関係する条例について必要な改正を行う。

(2) 改正の内容

ア 改正する条例

条例名	改正内容	
職員の給与に関する条例	神奈川県立保健福祉大学の職員にあたる「県立大学の学長」等に該当する部分の削除等を行う。	
職員の特殊勤務手当に関する条例		
職員の勤務時間、休暇等に関する条例		神奈川県立保健福祉大学に該当する部分を削除する。
学校職員の給与等に関する条例		
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例		
県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	神奈川県立保健福祉大学に該当する部分を削除する。	
神奈川県個人情報保護条例	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日前に、神奈川県立保健福祉大学（知事）に対してなされた請求について、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対してなされた請求とみなす等の経過措置を定める。	
職員の育児休業等に関する条例	職員の給与に関する条例の引用規定を整備する。	
神奈川県手数料条例	神奈川県立保健福祉大学が行う教育職員免許状の更新に係る講習手数料に該当する部分を削除する。	

条例名	改正内容
神奈川県情報公開条例	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日前に、神奈川県立保健福祉大学（知事）に対してなされた請求について、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対してなされた請求とみなす等の経過措置を定める。
神奈川県立保健福祉大学条例	条例を廃止する。

イ 施行期日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日

(3) 今後の予定

平成29年11月

第3回県議会定例会に条例案を提出

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標（素案）

前文

神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）は、保健、医療及び福祉人材を養成する拠点として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」及び「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもとに、「ヒューマンサービス」というミッションを目指した教育、研究及び地域貢献に取り組み、学部、大学院及び実践教育センターの教育を通して、質の高い専門人材を輩出してきた。

一方で、急速に進む少子高齢化、グローバル化と情報化の進展、保健、医療及び福祉人材の不足など保健、医療及び福祉を取り巻く社会状況が大きく変化している中、大学には新たな知識や技術の発信源として、社会から期待が寄せられている。

そこで、神奈川県は、自主・自律的な大学運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的に、平成30年4月に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）を設置することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材の育成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材の育成、現任者への継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

ア 学部教育

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有する人材を育成する。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健、医療及び福祉に関わる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成する。

【博士後期課程】

専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門知識を有する研究者、教育者を育成する。

(4) ヘルスイノベーション研究科（平成31年度開設予定）

保健、医療及び福祉に関わる広い知識を持ち、技術や社会システムの革新（イノベーション）を起こすことにより、ヘルスケア・ニューフロンティア構想の推進を担う高度な専門人材を育成する。

ウ 実践教育センター

保健、医療及び福祉の分野に従事する者の継続教育並びに同分野に関する研究を実施し、時代の要請に応じたキャリア支援を行う。

(2) 教育内容等

ア 教育内容及び方法

保健、医療及び福祉分野に係る社会からの要請、学生からの要望、学術の発展動向などに的確に対応するため、教育内容の継続的な改善を図る。

また、学生が授業内容を深く理解し、知識や技術を確実に習得できるよう、効果的な授業形態を設定するとともに、教育方法の継続的な工夫に努める。

イ 成績評価等

講義や演習などの到達目標を明示し、客観的かつ明確な成績評価基準による厳正な評価を実施する。

また、卒業認定及び修了認定は、学位授与方針等に従った基準により適切に認定する。

(3) 教育の実施体制の整備

ア 教員の配置

大学における質の高い教育を実施するため、適切な教員の配置を行うとともに優れた教員の確保に努める。

イ 教育環境の整備

学生の学習意欲や教育効果を高めるため、大学の施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により、教育環境の向上を図る。

ウ 教員の教育能力の向上

より質の高い教育を提供することを目的に、ファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組み）活動を充実させる。

(4) 学生の受入れ

入学者受入方針や大学が求める学生像や教育理念、教育目標等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施する。

また、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえ、適宜、入学者受入れのあり方を検討する。

2 学生への支援に関する目標

(1) 学生生活に係る支援

学生が充実した大学生活を送ることができるよう、学習支援や健康及び生活に関する支援を行うなど、学生への支援体制を整備し、充実させる。

(2) キャリア支援

高い就職率及び国家試験の合格率を維持するため、進路情報の提供や研修等を行い、学生への充実した支援体制を整備する。

また、大学における県内の保健、医療及び福祉に係る就職者を確保するための取り組みを実施する。

3 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等

県民の健康と生活の向上や地域社会の活性化のため、保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効に活用する。

また、県と連携し、未病の改善による健康寿命の延伸等の研究に取り組み、県民の保健福祉の向上に寄与する。

(2) 研究の実施体制等の整備

保健、医療及び福祉の分野において質の高い研究を行うため、研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行い、その評価結果を活用することで研究の質の向上に努める。

4 社会貢献に関する目標

(1) 地域貢献

急速な少子高齢社会を迎えているなか、大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用して、地域包括ケアシステムの構築など地域が抱える課題に対する支援や、地域との連携及び協働を推進する。また、県が設置する大学として、県に対しその知見や成果を提供するとともに、地域における「知の拠点」として保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化に取り組む。

(2) 産学官の連携

大学の持つ保健、医療及び福祉に係る特性を活かし、企業や行政機関等との研究協力を推進し、地域経済の活性化及び産業の発展に寄与する。

(3) 国際協働

国内における保健、医療及び福祉に係る教育研究の活性化と国際社会において活躍できる人材を育成するため、海外の教育研究機関と連携し、多様な教育研究活動を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長を中心とした組織体制のもと、教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

また、法人の意思決定や執行に至る過程について透明性を確保する。

2 人事の適正化に関する目標

(1) 柔軟な人事制度の構築

法人組織の活性化を図るため、柔軟な人事制度を構築し、サービス・勤務条件等を弾力的に運用する。

(2) 人材の確保と活用

業務の質の向上を図るため、職員の採用基準や評価基準等を明確に定め適切に運用するとともに、優れた人材を確保する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、事務組織の見直しなど、効果的な事務運営に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

法人経営の安定化を図るため、科学研究費補助金など外部研究資金の獲得やその他の自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、法人業務全般について見直しを行い、経費の節減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

第5 その他業務運営に関する重要な目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

2 安全管理に関する目標

学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を確立する。

また、情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護を徹底する。

3 情報公開等の推進に関する目標

法人の運営状況の透明性と説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

4 社会的責任に関する目標

法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守の徹底、人権啓発の推進、環境への配慮などに努める。

第6 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検及び評価の充実に関する目標

教育水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。

2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究、業務運営、財務など法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。

XVI 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の平成28年度業務実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の平成28年度業務実績に関する評価結果について、神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会から知事に対し報告があったので、同法第28条第5項の規定により県議会に報告する。

1 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会について

(1) 根拠等

地方独立行政法人法第11条の規定に基づき、執行機関の附属機関として設置され、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること等を所掌事務としている。(事務局：総務局組織人材部行政管理課)

(2) 委員名簿

委員長	安川 文朗	(横浜市立大学国際総合科学部教授)
副委員長	石田 晴美	(公認会計士、文教大学経営学部教授)
委員	池上 秀明	(神奈川県医師会副会長)
委員	栗飯原 茂	(医療法人社団こうかん会事務局長)
委員	花井 恵子	(神奈川県看護協会会長)

2 評価委員会から報告された地方独立行政法人神奈川県立病院機構 平成28年度 業務実績評価書の概要

(1) 年度評価の基本方針

年度評価にあたっては、当該事業年度における中期計画の実施状況について調査及び分析をし、業務の実績の全体について検証のうえ、「項目別評価」及び「全体評価」により評価委員会が行う。

【参考：評価基準の判断目安について（評価委員会決定事項）】

S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	(大幅に上回る)
A	中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある	(ほぼ100%実施)
B	中期計画の達成に向けておおむね順調な進捗状況にある	(80%程度以上実施)
C	中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている	(60%～80%未満)
D	中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある	(60%未満)

(2) 全体評価

- 平成28年度は、中期計画の達成にあたり全体として進捗がやや遅れている。
- 第二期中期計画の2年目である平成28年度は、高度・専門医療を継続的に提供し、県立病院に求められる機能が果たされた。その一方で、収支面では費用が増大し、経常収支比率等の目標を達成することができなかった。
- 2つの大項目に関しては、「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」はA評価、「経営基盤の強化に関する目標を達成するためとるべき措置」はC評価と判断した。

(3) 項目別評価

ア 「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」に関する大項目評価

平成28年度業務実績報告書及び小項目評価の結果を基に、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断し、A評価とする。

「質の高い医療の提供」、「医療機器等の計画的な整備の推進」、「医療機関等との機能分化・連携強化の推進」、「ICTを活用した医療連携」、「安全で安心な医療の提供」、「患者や家族から信頼される病院に向けた取組みの推進」、「職員にとって魅力ある病院に向けた取組みの推進」及び「各病院の具体的な取組み」の8つの面における取組みをそれぞれ検証したところ、小項目45項目中6項目で年度計画を上回る実績・成果を上げているほか、32項目で年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施しており、中期計画の達成にあたり順調な進捗が図られたことから、大項目評価はA評価が妥当であると判断した。

【主な評価内容】

(S評価)

- ・先進的、集学的医療の推進について（こども医療センター）
積極的に小児がん患者を受け入れ、小児がん患者新規入院患者数の目標を超過達成していることから、S評価とした。
- ・専門医療の提供について（循環器呼吸器病センター）
全国から患者を集めるなどして、間質性肺炎新規外来患者数の目標達成率が152.9%と目標を大幅に上回り、COPD（慢性閉塞性肺疾患）新規外来患者数についてもほぼ目標を達成したため、S評価とした。

(C評価)

- ・重粒子線治療の円滑な運用の推進について（がんセンター）
重粒子線治療件数の目標達成率が74.5%であるため、C評価とした。治療件数増に向けた取組みが必要である。

(D評価)

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた多様な勤務形態の導入や年次休暇の取得について（機構全体）
新卒看護師の離職率に係る目標達成率は55.6%にとどまっており、また、年次休暇取得率の目標達成率も55.3%にとどまっており、自己評価と同じD評価とした。

イ 「経営基盤の強化に関する目標を達成するためとるべき措置」に関する大項目評価

平成28年度業務実績報告書及び小項目評価の結果を基に、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断し、C評価とする。

「業務運営体制の確立」、「予算、収支計画及び資金計画」及び「その他業務運営に関する事項（人事に関する事項等）」の3つの面における取組みをそれぞれ検証したところ、小項目7項目中5項目で年度計画に記載された事項がほぼ100%計画どおり実施されているが、2項目で年度計画を下回っており、中期計画の達成にあたり進捗がやや遅れていることから、大項目評価はC評価が妥当であると判断した。

【主な評価内容】

(C評価)

- ・効率的な病床運用等による収益の確保について

病床利用率が5病院のうち3病院で昨年度実績を下回っており、収支状況を踏まえC評価とした。

(D評価)

- ・収支状況について

病院機構全体で経常収支比率、医業収益に対する給与費比率、医業収支比率は年度計画の目標を達成していないため自己評価と同様D評価とした。

3 県の取組み

平成27年度から5年の期間において、県が指示した中期目標を病院機構が達成できるよう、県として指導、支援を行っていく。

<別添参考資料>

- ・参考資料4 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 平成28年度 業務実績評価書

Ⅷ 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

平成 27 年 3 月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」について、平成 30 年度を初年度とする計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組みを推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障害福祉計画」と調和を図るため、計画期間を 5 年から 3 年に短縮し、平成 30 年度を初年度とした改定計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

社会福祉法第 108 条に基づく法定計画である都道府県地域福祉支援計画であり、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するための計画とする。

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

社会福祉法の一部改正に伴い、計画に次の事項を取り入れる。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
 - ・ 市町村による包括的な支援体制の整備に係る事業の実施の支援に関する事項
- また、他分野の福祉計画の上位計画として整合性を図り、総合的に推進していくよう検討を行う。

2 改定骨子案

(1) 計画の概要

ア 計画改定の趣旨等

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の性格
- (ウ) 計画の基本目標
- (エ) 計画の期間

イ 地域福祉とは

ウ 圏域の設定

(2) 本県における地域福祉を取り巻く状況

- ア 県内の人口推移
- イ 少子化・高齢化の状況
- ウ 障がい者の状況
- エ 権利擁護の状況

- オ 生活困窮者等の状況
- カ 地域共生社会の実現に関する状況
- キ バリアフリーの街づくりに係る状況
- ク 災害対策

(3) 取り組むべき重点事項等への対応

- ア ともに生きる社会の実現に向けた意識の醸成
- イ 福祉専門人材の確保・定着対策の強化
- ウ 市町村等における地域課題の解決に資する包括的支援体制の整備促進
- エ 災害時における地域支援体制の促進

(4) 施策の展開

ア ひとづくり

- (ア) 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成
- (イ) 地域福祉の担い手の育成
- (ウ) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進

イ 地域（まち）づくり

- (ア) 地域における支え合いの推進
- (イ) バリアフリーの街づくりの推進
- (ウ) 災害時における地域支援体制の促進

ウ しくみづくり

- (ア) 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり
- (イ) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を守り、生活を支えるしくみづくり
- (ウ) 生活困窮者等の支援を必要とする人を支えるしくみづくり

(5) 計画の推進体制

3 今後のスケジュール

平成 29 年 10 月	第 2 回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において 改定計画素案の作成
11 月	社会福祉審議会において改定計画素案の審議
12 月	第 3 回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
平成 29 年 12 月 ～平成 30 年 1 月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
平成 30 年 2 月	第 3 回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において 改定計画案の作成 第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3 月	社会福祉審議会において改定計画案審議 改定計画の決定

Ⅷ 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

平成 27 年 3 月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針及び国の基本指針（案）を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、平成 30 年度を初年度とする改定計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項に基づく法定計画である都道府県老人福祉計画及び介護保険法第 118 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3 年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組みを、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した次の計画などの関連する計画等と整合を保つ。

(ア) 医療のグランドデザイン

- (イ) 医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画
- (ロ) 神奈川県保健医療計画
- (ハ) 神奈川県医療費適正化計画
- (ニ) 神奈川県高齢者居住安定確保計画
- (ホ) かながわ健康プラン 2 1
- (ヘ) 神奈川県地域福祉支援計画
- (コ) 神奈川県障害福祉計画

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

（いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えた計画とする。）

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

国の介護保険事業計画基本指針（案）に基づき、次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えての地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 計画作成・見直しのサイクルが一致することとなる神奈川県保健医療計画との整合性の確保
- ・ 市町村が行う介護予防、重度化防止の取組みへの支援

2 改定骨子案

(1) 計画の基本目標等

ア 計画改定の趣旨と基本目標

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画期間
- (ウ) 計画の基本目標
- (エ) 計画で取り組む事項
- (オ) 圏域の設定

イ 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- (ア) 総人口の推移（人口減少時代へ）
- (イ) 高齢者の急速な増加
- (ウ) 高齢者のいる世帯数の増加
- (エ) 介護保険の状況
- (オ) 高齢者の住環境
- (カ) 特別養護老人ホームの整備
- (キ) 高齢者の健康
- (ク) 高齢者の社会参画活動状況（全国の状況）
- (ケ) 高齢者の就業の状況（全国の状況）
- (コ) 高齢者の交通事故の状況

ウ 高齢者をめぐる課題等への対応

(2) 施策の展開

ア 安心して元気に暮らせる社会づくり

- (ア) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (イ) 高齢者の尊厳を支える取組みの推進
- (ウ) 総合的な認知症対策の推進
- (エ) 安全・安心な地域づくり

イ いきいきと暮らすしくみづくり

- (ア) 介護予防と健康づくりの推進
- (イ) 社会参画の推進
- (ウ) 生涯学習・生涯スポーツの推進

ウ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- (ア) 介護保険サービス等の適切な提供
- (イ) 人材の養成、確保と資質の向上
- (ウ) サービス提供基盤の整備

エ 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- (ア) 介護予防や重度化防止の取組への支援
- (イ) 介護給付適正化の取組への支援

(3) 計画の推進体制

(4) 計画の目標値等

3 今後のスケジュール

平成29年10月	国基本指針 告示 (予定)
11月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において改定計画素案審議 社会福祉審議会において改定計画素案審議
12月	第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
平成29年12月 ～平成30年1月	改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施
平成30年2月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会において改定計画案審議 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	社会福祉審議会において改定計画案審議 改定計画の決定

Ⅷ 「神奈川県障害福祉計画」の改定について

平成 27 年 3 月に策定した「神奈川県障害福祉計画」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 計画の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害福祉計画であり、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害者及び障害児の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画とする。

(2) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

(3) 対象区域

県内全市町村とする。

(4) 計画改定の考え方とポイント

- ・ 国が示す「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、改定する。
- ・ とともに生きる社会かながわ憲章の制定や津久井やまゆり園再生基本構想の策定等を踏まえた今後の県の取組みを計画に反映させる。

2 改定骨子案

(1) 基本的理念等

- ア 法令の根拠
- イ 趣旨及び経過
- ウ 目的
- エ 基本理念と基本方針
- オ 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み等

(2) 平成 32 年度の成果目標の設定

- ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ウ 地域生活支援拠点等の整備
- エ 福祉施設の利用者の一般就労への移行等
- オ 障害児支援の提供体制の整備等

(3) 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定

(4) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

- ア 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

イ 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み

ウ 指定障害福祉サービス・指定通所支援等の種類の見込量の確保のための方策

(5) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

(6) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保または資質の向上等のために講ずる措置

ア サービス提供に係る人材の研修等

イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査

ウ 障害者等の権利擁護の推進

エ 障害者等に対する虐待の防止

オ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

(7) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

ア 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方

イ 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

ウ 各事業の見込量の確保のための方策

(8) 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み

(9) 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

ア 障害福祉計画の期間

イ 見直しの時期

(10) 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

(11) 障害保健福祉圏域ごとの計画の目標値等

3 今後のスケジュール

平成 29 年 11 月 神奈川県障害者施策審議会において改定計画素案審議

12 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

～平成 30 年 1 月

平成 30 年 2 月 神奈川県障害者施策審議会において改定計画案審議

第 1 回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3 月 改定計画の決定

Ⅷ ともに生きる社会かながわの実現に向けた取組みについて

みんなあつまれ 2017 実行委員会において了承された、「みんなあつまれ 2017」の開催内容について報告する。

1 開催概要

障がい者への偏見や差別的思考を排除していくため、これまで障がいのある方との接点が少なかった人にも参加を促し、「ともに生きる」をみんなが体感して、お互いの理解につながる体験を共有していただけるようなイベントを開催する。

開催日：平成 29 年 10 月 21 日（土）、22 日（日）

場 所：赤レンガ倉庫二棟間広場及び赤レンガパーク

内 容

開催日	内 容	時間(予定)
10 月 21 日(土)	みんなあつまれ広場(出店プロジェクト)	10 時-17 時
10 月 22 日(日)	みんなあつまれ 2017 MUSIC LIVE	11 時-20 時
	スポーツでみんなあつまれ!	10 時-17 時
	アートでみんなあつまれ!	10 時-17 時
	みんなあつまれ広場(出店プロジェクト)	10 時-19 時

※ 赤レンガ倉庫イベント広場では、「東京湾大感謝祭」も同時開催

2 主なプログラム

(1) みんなあつまれ 2017 MUSIC LIVE

様々なアーティストによる入場無料のミュージックライブを開催する。

- ・ ライブでは、クレイ勇輝氏（みんなあつまれ 2017 実行委員会 総合プロデューサー）が書き下ろしたイベントのテーマソング「SO LIFE GOES ON」を、障がいのある方を含めた来場者と出演者が、みんなで歌い、踊ることなど、同じ体験を共有することを通じ、「ともに生きる」を共感していただけるような企画としていく。
- ・ イベント当日に向けて、市町村のイベントへの参加や特別支援学校や高等学校を訪問して、イベントテーマソングの振付講習会を開催し、イベントへの関心を高めてもらい、当日のライブへの来場を呼びかけていく。
- ・ テーマソングのプロモーション動画の作成に当たっては、障がいのある方々に多数出演いただいた。

【出演アーティスト（予定・順不同）】

伊東歌詞太郎、クレイ勇輝、ビッケブランカ、FIREBALL、PUSHIM、HOME GROWN、BOYS AND MEN 研究生、MOROHA、モン吉 他

(2) スポーツでみんなあつまれ！

パラスポーツ選手がパラスポーツを実演し、誰もが気軽に参加して楽しめるスポーツ体験コーナーを設置する。

- ・ ボッチャ体験会【日本電気㈱】
簡易のボッチャコートで、その場で参加者を募りミニゲームを開催
- ・ 親子で車いすバスケ体験（事前申込み制）【京浜急行電鉄㈱】
参加者 50 名程度、1 時間半程度の体験会を開催するとともに、車いすバスケの選手と一緒に楽しんでもらい、理解を深める。
- ・ ウィルチェアラグビーチーム「BLITZ」の協力による体験会
- ・ キックターゲット大会【横浜マリノス㈱】等を実施予定

(3) **アートでみんなあつまれ!**

県社会福祉協議会の協力を得て、障がいのある作家などのアート展示や実演、一緒に体験できるワークショップコーナーを設置。

【出展者】

門 秀彦、アール・ド・ヴィーヴル、studio FLAT、ひらつか障がい者福祉ショップ「ありがとう」

(4) **みんなあつまれ広場 (出店プロジェクト)**

大規模イベントでの販売経験が少ない障がい福祉サービス事業所が、メニューなどを改良して「みんなあつまれ 2017」に出店し、来場者に飲食メニューや日頃の活動をPRする。

- ・ 事業所の皆さんが、有名ホテルの総料理長や中小企業診断士などのアドバイスを受けながら、イベント当日へ向けた準備を行っている。
- ・ クラウドファンディングサイトのReadyforにおいて、プロジェクトのプロセスを発信しながら、イベントへの出店費用に対する支援を募集している。
- ・ 改良したメニューの試食会を9月29日(金)に開催することとしており、その様子についても発信していく。

【提供メニュー】

開催日	メニュー(予定)
10月21日(土)	マグロかつバーガー、ポンデケージョ、手打ちそば、ごぼうチョコケーキ、みかんパン等
10月22日(日)	あかもくバクダン丼、横須賀海軍カレー、鉄板ピザ等

【出店事業所】

共働舎、まどか工房、ごぼうハウス都筑、フード・プランニング、あすなる学苑、就労・生活サポートセンター三浦、しんわろネッサンス・サンメッセしんわ、コペルタ貴志園

3 協賛金等の状況

- ・ 当初総事業費8,000万円の財源のうち、協賛金・寄付金の目標額を6,000万円としていたが、平成29年7月18日に開催された「第4回 みんなあつまれ 2017 実行委員会」にて、イベントの企画内容と総事業費の見直しが了承され、目標額を3,000万円に、総事業費を、県からの負担金2,000万円と合わせて5,000万円とした。
- ・ 9月25日時点の協賛金・寄附金額は、3,218万余円。
- ・ また、日本電気(株)からの「ポッチャ体験会」や京浜急行電鉄(株)からの「車いすバスケット体験」、東日本旅客鉄道(株)横浜支社や小田急電鉄(株)、横浜高速鉄道(株)などによる広報協力などについては、約900万円相当と換算している。

<別添参考資料>

- ・ 参考資料5 第5回みんなあつまれ2017 実行委員会資料

XI 津久井やまゆり園の再生について

津久井やまゆり園の再生について、現在の取組状況を報告する。

1 津久井やまゆり園再生基本構想（案）の取りまとめ

平成 28 年 9 月、県が示した「現在地での全面的建替え」の方向性について、様々な意見が出されたことを踏まえ、平成 29 年 2 月、神奈川県障害者施策審議会に、津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会を設置した。平成 29 年 8 月 2 日に部会としての検討結果報告書案が取りまとめられ、同月 17 日には神奈川県障害者施策審議会で、報告書が承認され、同日、会長から知事に提出された。

県として、この報告書を踏まえ、8 月 24 日に津久井やまゆり園再生基本構想（案）をとりまとめた。

2 津久井やまゆり園再生基本構想（案）の概要

(1) 利用者の意思決定支援

- ・ 津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場の選択については、利用者一人ひとりの意思を尊重すべきである。
- ・ その実現に向け、厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき、丁寧に、かつ、適切な手続きにより、利用者の意思決定支援に取り組む。

(2) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア 生活の場の確保

- ・ 津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、130 人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。
- ・ その上で、利用者本人の選択の幅を広げ、その意思を可能な限り反映できるように複数の選択肢を用意する。
- ・ これまで利用者が生活していた千木良地域における入所施設に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域における入所施設の整備を進めるほか、既存の他の県立障害者支援施設においても、利用者の生活の場を確保する。

区分	地域	利用者の受け皿	短期入所	合計
新設	千木良	120人	12人	132人
	芹が谷			
既存の県立障害者支援施設		10人	—	10人
合計		130人	12人	

イ 整備の方法・入所定員

- ・ 施設整備に当たっては、設計段階においては、千木良地域及び芹が谷地域いずれについても、意思決定支援の状況に応じて施設規模を選択できるように設計する。

- ・ そして、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、千木良地域及び芹が谷地域それぞれの入所定員を設定し、建築工事を行うことを検討する。こうした方法により、利用者の希望が可能な限り実現できるよう配慮する。
- ・ それぞれの定員については、意思決定支援のヒアリング開始から概ね2年程度を経過した時点で判断する。

ウ 施設の機能

医療的ケアや強度行動障害へのケアなど専門性の高い入所支援機能に加え、短期入所や相談支援など、専門的支援力を活かして地域生活を支える拠点機能の充実強化を図る。

(3) 利用者の地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活を過ごすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進などの支援に取り組む。

3 説明会における主な意見

8月24日に津久井やまゆり園再生基本構想（案）を取りまとめた後、順次説明会を開催した。その概要は次のとおり。

(1) 家族【8月25日（32家族36名参加）、8月27日（33家族47名参加）、9月9日（63家族93名参加）】

- ・ 「健康的な生活」や「食の安全や満足」という視点を加えてほしい。
- ・ 引き続き、かながわ共同会の支援を受けたい。
- ・ 他施設に在籍している利用者にも十分な情報提供をしていただきたい。
- ・ 再入所のしくみを機能させていただきたい。
- ・ 芹が谷地域の工事は、利用者の生活に影響がないよう十分に配慮してほしい。

(2) 地域住民

ア 芹が谷地域【8月27日（7名参加）、8月29日（15名参加）】

- ・ 芹が谷は、利用者の方が安心して安全に暮らす場にふさわしい環境である。
- ・ 今後とも、早目の情報提供をお願いしたい。

イ 千木良地域【9月1日（13名参加）、9月3日（13名参加）】

- ・ 災害時の利用者の安全に加え、地域の防災拠点としての機能も果たしてほしい。
- ・ 地域住民との交流の場作りについては、検討段階から意見を聴いてほしい。

(3) 障がい者団体等【9月5日（26団体59名参加）】

- ・ 公聴会等の意見が取り入れられていることを評価する。
- ・ 意思決定支援チームの構成員について、他にオンブズパーソン等第三者の関与などを検討すべきである。
- ・ 引き続き県立施設としての役割を果たしていくためには、手厚い職員配置が必要と考える。
- ・ 生活の質の向上といった視点を加えてほしい。

4 家族会からの要望

9月11日に、家族会より知事あての要望書が提出された。その概要は次のとおり。

- ・ 現在の指定管理期間中である平成36年度までは、引き続き運営をかながわ共同会としてほしい。
- ・ 新施設を早期に整備してほしい。特に、千木良地域の施設を優先して整備してほしい。
- ・ 既存施設は、十分に改修してほしい。
- ・ 食事や衛生、健康・運動環境を充実させてほしい。

5 今後のスケジュール

平成29年10月 津久井やまゆり園再生基本構想の策定

<別添参考資料>

- ・ 別添資料 津久井やまゆり園再生基本構想（案）

XXII 神奈川県動物保護センターの建設等について

動物保護センターを、動物を「処分するための施設」から「生かすための施設」へと転換するため建替えを進めていることから、新しい動物保護センターの建設の状況及び動物愛護管理の総合的な施策について報告する。

1 新しい動物保護センターの建設の状況

(1) 本館建設工事関係

平成 29 年 8 月 8 日 入札公告

(2) 寄附の状況

ア 寄附受入れ状況（平成 29 年 9 月 22 日現在、速報値）

(ア) 寄附者数

6,443 件（個人、団体。募金箱に寄附された人数を除く。）

(イ) 寄附総額

193,290,612円

イ 寄附見込み総額（平成 31 年 3 月 31 日まで）

約 2 億 1 千万円

（現在の寄附総額 193,290,612 円＋今後の寄附見込み額 2,500 万円）

(3) 今後のスケジュール

平成 29 年 10 月 開札（予定日 10 月 2 日）

11 月 第 3 回県議会定例会

- ・ 今後の寄附の見込みと県費充当額（見込み）を報告

- ・ 契約に関する議案を提出

12 月 議案議決後に本契約・工事着手

平成 30 年度 ドッグラン（保護犬の運動場）の基本・実施設計

【参考】 動物保護センター建設及び寄附受入れに関するスケジュール

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
調査設計 測量	基本設計 実施設計	新本館建設		◎ 4 月 新本館 オープン	
基金の創設		基金の積立・運用		基金の取り崩し	
			基本設計 実施設計	旧本館 除却	ドッグラン 等整備

2 動物愛護管理の総合的な施策の検討

(1) 現状と課題

ア 殺処分ゼロの継続

犬は平成 25 年度、猫は平成 26 年度から殺処分ゼロを継続しているが、今後も継続するためには、収容数減少と返還・譲渡を増やす対策の強化が必要である。

イ 動物愛護精神の普及

飼い主向けの講習会やふれあい教室等で終生飼養やいのちの大切さなどについて啓発しているが、動物保護センターへの収容を減らすためにも、さらに効果的な手法により、飼い主や県民に対する動物愛護の啓発の強化が必要である。

ウ 災害時救護施策の整備

災害時動物救護活動マニュアルを策定するとともに、飼い主向けのリーフレット等で啓発している。

発災時に円滑に対応するために、現在のマニュアルの見直しや関係機関との連携体制及び事前の対策の充実が必要である。

エ ボランティアへの支援

新しい飼い主を探すまでの犬猫の飼育費用の補助などを行っているが、ボランティアへのさらなる支援が必要である。

併せて、動物愛護ボランティアの取組みに協力したいと考えている県民等の寄附を受け入れるための基金の創設について検討することが必要である。

(2) 検討会の設置

動物愛護管理の総合的な施策を検討するため、学識者、関係団体、ボランティア等で構成する「神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会（仮称）」を設置し、上記の課題を中心に実施すべき具体的な取組みなどについて意見を聞く。

(3) 検討会のスケジュール

平成 29 年 10 月	第 1 回検討会
11 月	第 2 回検討会 (中間報告)
平成 30 年 1 月	第 3 回検討会
3 月	検討結果の報告

()

()